

議 長 日程第3「議案第38号令和6年度松田町一般会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第38号令和6年度松田町一般会計補正予算（第2号）。
令和6年度松田町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,831万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,532万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月4日提出 松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第38号令和6年度一般会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、令和5年度のコロナワクチン接種体制整備事業の補助金や、子ども・子育て支援交付金などの事業の確定に伴う返還金、また地方交付税の増額や前年度繰越金の確定などによる補正となります。

それでは4ページをお開きください。初めにですね、第2表、債務負担行為の追加補正でございます。こちらは事項のとおり、例規の検索等システム賃借料でございます。期間につきましては令和6年度から11年度まで、限度額につきましては1,243万円となります。こちらはですね、令和6年度からですね、執行及び契約行為に向けた準備を進めるため、ここで追加の補正をするものでございます。

次に、第3表、地方債補正の変更でございます。こちらは令和6年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、ここでですね、635万9,000円を減額し、

補正後の限度額を1,364万1,000円とするものでございます。この臨時財政対策債につきましては、地方交付税とリンクをする制度で、地方交付税特別会計の財源不足を穴埋めするとともに、地方公共団体が自ら地方債を発行させる制度でございます。こちらの制度の償還に要する費用につきましては、後年度の地方交付税で措置されるものでございます。ここで地方交付税の増額の決定に伴い、臨財債の額の減額するものでございます。

それでは10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、項、目、節、地方特例交付金でございます。こちらは毎年度算定する減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税に代替的な性格を有する財源といたしまして、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づいて交付されるものでございます。内容につきましては個人住民税減収補填特例交付金によるものでございます。今回、地方財政計画に基づき、7月の23日付で交付額の決定がございました。これに伴い174万8,000円を増額し、総額を5,534万8,000円とするものでございます。

次に、款、項、目、節、地方交付税でございます。説明欄につきましては地方交付税でございます。自治体間の財源の偏在をですね、調整することを目的に、国が必要な財源の確保と交付基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するもので、こちらも交付税法第10条第3項に基づき、7月の23日付で交付税の決定がございました。これに伴い8,931万円を増額補正をし、普通交付税の総額を12億8,931万円とするものでございます。こちらの主な要因につきましては、子ども・子育て費の創設に伴う需用額の増、また公共施設等の光熱水費や施設管理費等に伴う増額、そして会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給分の増額などに伴うものが主な増額の要因となっております。またですね、先ほどの地方交付税法による地財計画の見込みよりですね、先ほど臨時財政対策債の振替額の減額に伴い、基準財政収入額が減額したことによるものも要因となっております。

次に、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金。説明欄につきましてはデジタル田園都市国家構想交付金につき

まして、こちらは地方創生拠点整備事業の旧寄中学校校舎改修工事及びデジタル実装事業の健康見える化健康意識向上事業、並びにですね、デジタル利用誘客システム事業。これの事業に伴い、4,624万6,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金。説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金、こちらは52万1,000円の補正でございます。児童手当制度の拡充に伴う補助金で、会計年度任用職員の報酬分、及び費用弁償分による補正となります。

次に、項、国庫補助金、目、土木費国庫補助金。説明欄、社会資本整備総合交付金の（住宅関連）でございます。こちらは90万円を増額補正するものでございます。既存のですね、空き家改修及び空き家解体事業の利用者の増額に伴い、ここで事業費に対し100分の45の補助事業として補正するものでございます。

次に、目、教育費国庫補助金、節、保健体育費国庫補助金につきましては、当初予算計上のスポーツ振興補助金の不採択により、ここで888万円を減額する補正となります。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、衛生費補助金、節、清掃費補助金でございます。説明欄の保育所等紙おむつ処分事業費補助金6万6,000円を補正するものでございます。歳出のですね、廃棄物収集運搬委託事業に対し補助されるものでございます。

続きまして、目、商工費補助金、節、商工振興費補助金。説明欄、神奈川県消費者行政強化事業費補助金につきましては100万円を補正するものでございます。

続きまして、款、寄附金、項、寄附金、目、節、一般寄附金でございます。説明欄ではふるさと応援寄附金につきましては、こちらはふるさと納税返礼品、こちらはオリジナル商品といたしましてオリジナルビールの製造に伴う寄附額の増額が見込まれるため、ここです、7,665万円を増額し、総額を1億9,665万円とする補正となります。

次に、款、項、寄附金、目、指定寄附金でございます。説明欄、松田町ま

ち・ひと・しごと創生寄附金。いわゆる企業版ふるさと納税につきましては、2件分の寄附を頂きましたので、ここで20万円を補正するものでございます。

続きまして12、13ページでございます。款、項、目、繰越金、節、前年度繰越金につきましては、令和5年度決算に伴い、令和6年度の繰越金がここで確定しましたので、2億2,690万5,000円を増額し、総額を4億690万5,000円とするものでございます。

次に、款、諸収入、項、雑入、目、過年度収入につきましては、低所得者介護保険料軽減負担金過年度収入分としまして、1万円の補正となります。

次に、款、項、町債、目、節、臨時財政対策債につきましては、先ほど御説明したとおり、1,364万1,000円の発行の可能額が決定されましたので、ここで635万9,000円を減額するものでございます。

続きまして歳出になります。14、15ページになります。款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。説明欄（1）財産管理経費につきましては、こちら公共施設等整備基金に3,000万円を積み立てるものでございます。今後の公共施設等の整備や町有財産の維持管理等に伴うための経費といたしまして、今後の安定的な事業執行に向けた財政運営を進めるための補正をさせていただくものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。説明欄（1）地方創生拠点整備事業につきましては、旧寄中学校校舎改修に伴う設計監理委託料及び改修工事等として、8,441万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、企画費。説明欄（4）定住少子化対策支援事業につきましては、令和5年度から始めました空き家改修事業及び空き家解体事業の補助金につきましては、この8月末時点において、令和6年度の利用者及びその相談件数を踏まえてですね、ここで事業費200万円を増額補正するものでございます。こちらは国の補助事業の100分の45を活用して行うものでございます。

続きまして説明欄（5）ふるさと納税管理経費につきましては、返礼品発送等の委託料として、今回はオリジナルビール等の増額に伴い、返礼品発送等の委託料を補正をするものでございます。

次に、目、企画費。説明欄（11）松田町・寄村合併70周年記念事業準備委員会に要する経費といたしまして、啓発用の物品、また周知用の横断幕の購入など、準備経費に伴う経費といたしまして154万円を補正するものでございます。こちらはですね、昭和30年4月1日に当時の松田町と寄村が合併し、令和7年4月の1日をもって70周年を迎えるため、その準備として周知啓発に取り組むための補正となります。

続きまして説明欄（1）シティプロモーション・おもてなし推進事業につきましては、シティプロモーション用の商品開発として、こちらはオリジナルビール製作費といたしまして1,257万5,000円を補正するものでございます。今回の増額につきましては、商品をですね、新たにケースを増額をして開発を進めるものでございます。こちらは、ふるさと納税の寄附額の増収やおもてなし商品開発としての補正となります。

続きまして説明欄（2）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業につきましては、寄附を募る啓発方法の一つといたしまして、民間にですね、広告媒体から寄附を頂く事業としているものでございます。その委託事業者からですね、寄附の申出の見込みの情報がございましたので、ここで歳出のみ企業版ふるさと納税推進委託料、消費税を含めて成功報酬分として33万円を増額補正するものでございます。

目、電算管理費につきましては、説明欄（1）住民情報システム管理経費でございます。15、16ページにわたりますが、こちらは神奈川県町村情報システム協同組合負担金といたしまして、202万7,000円の補正となります。こちらは各町村が管理する住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認を可能とする共同システムでございます。神奈川県や県内の市町村、また地方公共団体情報システム機構と連携し、ルーター、いわゆる機器のルーターやネットワーク機器、またコミュニケーションのサーバー、そして生体認証装置、タッチパネルやプリンター等の関連機器をここで更新をします。また個人情報漏えいに伴うセキュリティーの強化を図りですね、に伴う補正をするものでございます。今回は町村一括でシステムの組合により執行いたしますので、町は

その分の負担金として支出するための補正となります。

続きまして説明欄（２）介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費分の繰出金や、職員給与費等繰出金の実績に伴い、ここで580万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、老人福祉総務費の説明欄、後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営しているもので、令和5年度療養給付費等の実績が確定したことに伴い、1,879万4,000円を増額補正するものでございます。主な要因といたしましては、75歳以上の療養給付費等に要する費用の増額が見込まれたものでございます。

続きまして、目、障害者福祉費、説明欄（３）障害福祉サービス等給付事業の償還金利子及び割引料では、こちらも実績に伴い障害者自立支援給付費国庫負担金1,334万7,000円、また障害児施設給付費等負担金国庫返還金といたしまして、76万9,000円を増額補正をするものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費の説明欄、一般事務経費につきましては、児童手当事務における費用弁償や償還金利子及び割引料として、子ども・子育て支援交付金や子育て支援のための施設等の給付金の国・県返還金等について、令和5年度分の負担金の確定に伴い、1,309万2,000円を補正するものでございます。説明欄（10）会計年度任用職員給付費の職員手当につきましては、児童手当の拡充事業に伴う報酬分の49万6,000円を増額する補正となります。

続きまして18、19ページになります。款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。説明欄（１）デジタル実装事業でございます。こちらはデジタルを活用した健康状態の見える化、健康意識向上事業といたしまして、高濃度水素酸素発生機を活用した事業委託料、またA I健康測定器の活用に向けた測定機器の購入などに伴うもので、総額368万8,000円を補正するものでございます。こちらは2分の1の補助事業でございます。

次に、項、保健衛生費、目、予防費。説明欄につきましては（１）母子保健

事業の償還金利子及び割引料につきましては、産婦健診に伴う過年度分国庫補助金返還金といたしまして、8万6,000円の補正となります。

続きまして説明欄（２）感染症予防事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費の負担金といたしまして、償還金利子及び割引料につきましては、こちらは令和４年度及び５年度の実績に伴いですね、ここで1,175万6,000円を補正するものでございます。

続きまして説明欄（４）未熟児等養育医療費助成事業でございます。償還金利子及び割引料といたしまして、こちらは令和５年度分の未熟児等養育医療費助成事業の国庫負担金の確定に伴い、6万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費。説明欄、廃棄物収集運搬委託事業につきましては、保育所等紙おむつ収集運搬委託料といたしまして55万8,000円を補正するものでございます。こちらはさくら保育園、なのはな保育園に伴うもので、6か月分の町が回収するための補正の予算となっております。

続きまして、款、項、商工費、目、商工振興費。説明欄（１）一般事務経費につきましては、消耗品費で消費者行政啓発用物品購入や啓発用の広告料等、116万6,000円を増額補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業と見込んでおります。こちらはですね、トートバッグの購入やボールペン等購入するとともにですね、動画の作成等も考えてございます。

続きまして、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。説明欄（６）感染症総合対策事業でございます。令和２年度造成の経営安定緊急利子補給の基金残高としてですね、国庫返還金が発生し、またその信用保証料の補助金の令和５年度分の返還金、これらを合わせて47万7,000円を補正するものでございます。

続きまして20ページ、21ページでございます。款、観光費、目、観光振興費。説明欄、一般事務経費で委託料でございます。委託料の寄地域活性化推進委託料。こちらにつきましては、デジタル田園都市化構想交付金の採択に伴い、ここですね、当初計上していた150万円を減額させていただくものでございます。

続きまして説明欄、観光スポーツ施設整備事業につきましては、工事請負費、

こちらは寄テニスコートの改修工事といたしまして、90万円の増額補正をするものでございます。

また説明欄、公有財産購入費の用地買収費につきましては、2,000万円の補正となります。こちらは寄地域の活性化に資する用地の購入に向けた補正となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費。説明欄（7）スポーツツーリズム推進事業につきましては、スポーツツーリズム推進委託料ほか、ここで642万2,000円を減額するものでございます。

また説明欄（8）会計年度任用職員給与費につきましては、こちらもスポーツコミッション事務局長ほかの報酬分といたしまして、233万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして説明欄、デジタル実装事業のデジタル利用誘客システム事業につきましては観光客等ですね、ニーズに対し地域の担い手や従業員等の負担を軽減するため、予約から決済までオンライン上での事業実施をするために計上しているものでございます。450万円の補正となります。こちらはデジタル田園交付金2分の1の事業を活用して行うものでございます。

続きまして、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費でございます。説明欄、積立金につきましては、新松田駅周辺整備基金積立金1億円の補正で、こちらは今後見込まれる財政需要を見据えてですね、ここで積み立てる補正でございます。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。説明欄、会計年度任用職員給与につきましては、22、23ページにわたります。スクールバスの運行に伴う時間外勤務手当56万7,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、項、教育総務費、目、事務局費の説明欄、償還金利子及び割引料でございます。こちらにつきましては令和5年度の給付金の確定に伴い、子育てのための給付金及び施設等の利用給付費をここで国・県返還金合わせて56万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄、庁用車管理経費でございます。こちらはスクールバス

運行に伴う燃料費といたしまして39万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（9）教育施設整備事業の積立金でございます。こちらは、教育施設整備基金積立金といたしまして2,297万4,000円をここで積み増し補正をするものでございます。こちらは、令和4年度繰越明許費に伴う基金で、5年度の決算に伴い確定をいたしましたので、その分の基金の残額、基金のマイナス分をここで追加補正するものでございます。

続きまして、項、中学校費、目、松田中学校費の説明欄、学校管理経費につきましても、費用弁償の増額及びスクールバス運行业務委託料の減額に伴い、ここで104万円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄（6）会計年度任用職員給与費につきましても、スクールバス運転の運転手の報酬分といたしまして51万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款、項、目、予備費になります。予備費につきましてもは4,633万4,000円の増額で、総額は8,551万6,000円となります。

24ページから27ページにつきましては給与費明細書、そして28ページに債務負担行為関係の調書、29ページに地方債の見込みに関する調書を添付させていただいております。そして30ページからはですね、100万円以上の工事といたしまして、旧寄中学校校舎改修工事に伴う説明資料を添付させていただいております。

以上、一般会計補正予算（第2号）でございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
8 番 田 代 1点だけ質問させていただきます。まず歳入のほうです。11ページ、一般寄附、ふるさと応援寄附金7,665万、これに対応する支出といたしまして、15ページ、一番下段のほうです。シティプロモーション・おもてなし推進事業、この委託料のところですか。シティプロモーション用商品開発委託料1,257万5,000円。先ほどの質問でオリジナルビール、ふるさと返礼品に使っているオリジナルビールの需要が多くて収入が多くなったと。それで、その商品ですよ、こ

れを増産するための費用だと思うんですけども、1,257万5,000円ということで、これについて、まず1点目の疑問が、これ、平成5年度からたしか始まって、ここに来ていきなりこのビールが一気にすごい返礼品が多くなったんですよね。入り口論として、ビールというのは大麦ですよね、大麦とかホップ、松田産の原料ってこういうものはあんまり聞いたことはないと思います。松田で作ってないから松田の水も使っていないと思うので、この辺で総務省の見解、こういったものが特産品としてどういう関係で認められたのか。これは単純な質問です。よろしくをお願いします。

参事兼政策推進課長　　まずはですね、このビールにつきましては、オリジナルビールという形で商品開発をしております。先ほどちょっと令和5年度と申しましたが、ごめんなさい、令和4年度末ぐらい、末、1月からやりましたので、それで開始をしている状況でございます。どんな商品かといいますと、総務省の見解ではですね、こんなようにですね、缶ビールの図案をしっかりとラベル化して、松田町のPRになるということで、今現在調整をしている中では、問題ないという見解を頂いているところでございます。ビールの裏にはですね、「松田町って何」とかいろいろ書いてあるものをしっかりと展示をしてやっていることで、今、商品が、売れ行きが上がっているというところになります。今後もですね、このような形でしっかりと町のPRができるものについては、総務省も、今現在は認めてもらっていますが、だんだんですね、非常に厳しくなってくる状況もございますので、その辺の動向は見据えながら取り組んでいきたいというふうには考えております。以上です。

8 番 田 代　　歳入が、寄附額が7,665万ということなんですけれども、ちなみに5年度の実績ですか、このビールの歳入、寄附額と、あとは支出額、それと6年度、これで補正して、見込みになると思うんですけども、どのぐらい見ていただけるか、その2点についてお願いします。

参事兼政策推進課長　　まずですね、令和5年度の1年間を見ますと、ケースがですね、24本入りのケースが2,415ケースになってございます。金額といたしましては3,381万円、これがビールの売上げでございます。（「もう一度。」の声あり）3,381万円

でございます。令和6年度の8月末ですね、5か月間で、現在ですね、2,018ケースがもう出ている状況です。金額としてみれば2,825万2,000円という状況になっております。また、いろいろな形で問合せも来ている状況を踏まえて、ここです、新たに、この金額につきましては5,475ケースを追加として補正の予算として計上しているところでございます。支出のほうはですね、総務省の見解どおり50%以内というところなので、この寄附額の50%以内で収めるような支出をしているということで御理解をいただければというふうに考えてございます。

8 番 田 代 最後に、ここで単純に見ると7,665万入って、それでそのための支出が、ふるさと寄附金の上のほうに委託料で返礼品発送委託料、これが3,985万8,000円ありますよね。これは、このビールによって増えた額です。それと、ここで増産するために商品を買うための金額だと思うんですけど、それが1,257万5,000円。両方で5,243万3,000円。これに対して7,665万が収入と。そうするとこの差がね、2,422万なんですけれども、先ほどの半額から言うと全然少ないんですよ。この辺についてはいかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 今回、その7,000万円に対しての3,000万ということで、大体50%以内なんですけど、ここは商品の開発事業ということで、これをやることによってそういう収入が出るということで、当初予算のほうも計上させていただきました。なので、この寄附金を多く集めるための商品開発というところの事業予算となっておりますので、当初、この5か月間でやっている事業を1年間の1億円を増やしたいというふうまで持っていくので、その足したものが半分になるところではないという御理解でお願いしたいというふうには考えてございます。この商品開発に伴う事業ということで、ふるさと納税の委託料の中とはまた違うという形で総務省の見解を取っております。以上です。

8 番 田 代 私が一番お聞きしたいのは、この開発事業は、前半でそのラベルが開発されて、ビールを、オリジナルビールだから普通の市販のビールと違って独特なものが開発された。それが、例えば、まだ今年度まで続く、その開発が。でももう商品として出荷しているわけだから、途中で開発は終わったと思うんです。

要は、今は開発の途中だったかもしれないけれども、だから半々の利益率じゃなくて経費がかさんでるよと。その開発が終われば50%もらえるのかと、そこなんですよ。50%頂ければ、寄附金に対して…ごめんなさい、寄附金に対して50%の返礼経費であれば、すごい町も潤うわけですよ。ところが、今単純に計算すると、7,600万に対して支出を引くと2,422万。それが、今、課長は開発が絡んでからその半額に行かないって言われたんだけど、その開発はもうそろそろここで終わるのかどうか、これから寄附額の半分が町に残るのかどうか、それが質問の趣旨です。

参事兼政策推進課長　まず、歳入のほうなんですけども、今回の歳入につきましては7,665万円、この寄附に対して委託料が3,985万8,000円ですね、返礼品の。（「発送料。」の声あり）これが発送とか品物を含めてなっております。この返礼品の発送の中にはですね、このビールはもちろん含まれてます。ビールのもので。ビールのもので。だから、今回のこの1,200万円は、新たに商品開発をするために事業として委託料を組んでやる事業なので、これはちょっと別という感じで、これがあることによって返礼品が増えていくよというような解釈でお願いしたいと考えております。

8 番 田 代　単純に、第1弾はもう軌道に乗って売れてると、第2弾も考えていると、そういう解釈でよろしいんですね。第2段のオリジナルビール。

参事兼政策推進課長　第2弾ですね、同じような形なんですけど、第2弾として新たにまたこれを作るためには、このパッケージは必要なので、それを作って増やすための開発委託料という形で、これを開発しないと多分ビールは出てこないという形になりますので、よろしくをお願いします。

8 番 田 代　終わります。

議 長　ほかには。

1 番 北 村　21ページなんですけども、2点ございます。スポーツツーリズム推進事業については、当初予算と比べるとスポーツコミッション推進委員報酬、16万円以外が減額されていて、実行予算がちょっとないように思えるんですけども、委員の活動としては、具体的に何をされるのでしょうか、御教示ください。

もう1点、デジタル利用誘客システム事業委託料については、こういうことをやるよというのは、全協では軽く資料を頂いているんですけども、具体的に、ばらばらのいろんな、ばらばらの施設を一元管理するよみたいな予約システムだったと思うんですけども、どういうところをどうつなげてどういうものができるのかとか、そういったところの具体が分かればと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

教 育 課 長 それではお答えをいたします。スポーツツーリズム推進事業ということで、観光費の中に載っているんですけども、実務のほうは教育課でやっているということで、私のほうでお答えをさせていただきます。スポーツツーリズム推進事業につきまして、議員おっしゃられるようにですね、スポーツコミッション推進委員報酬以外は、今回は減額補正とさせていただきます。実務は何をやるというところなんですけども、こちらはですね、教育費の中で当初予算で計上してございます地域スポーツ活動推進事業というのがございます。こちらは、スポーツイベントですとか、そういったスポーツ大会ですとか、そういったものをやる予算でございまして、財源として日本スポーツ振興センター、いわゆるt o t oの補助金のほうの採択を得ることができましたので、こちらのほうでスポーツコミッションで決まったことをやっていくというようなイメージで考えております。以上でございます。

観 光 経 済 課 長 デジタル利用誘客システムの具体的な件でございしますが、寄地域内の宿泊施設やスポーツ施設、体験観光など、アクティビティを一体的に予約受付し、決済までを一括して実施できるようサイトを構築しまして、そのシステムを運用していくための人材を配置し、受入体制を構築するとともに、システムを利用して、お越しになられる方を増やすためのPR活動を実施してまいります。この事業を実施することで、利用者の利便性の向上と寄地域の魅力発信の強化による寄地区への観光客数、観光消費額の増加、地域経済の循環の仕組みづくりを目指します。なお、サイトの運用につきましては、地域の各観光のコンテンツ事業者と事業推進団体及び町との間に入り、マネジメントが可能な第三セクターでございます有限会社みやまの里が担う体制を整備しまして、サイトの運用を通じてPR強化を努めていく所存で

ございます。

もっと具体的に申しますと、その管理センターから宿泊施設ございますが、民宿、飲食であれば管理センターの食堂やドッグラン、スポーツ施設だったらグラウンド、テニスコート、アクティビティだったら古民家、個別で芋掘りをしたいとかそういう御要望もありますので、そういった一元化したサービス利用ができるような誘客システムを構築していくというようなものでございます。

1 番 北 村 承知しました。

1 1 番 飯 田 21ページなんですけど、16番、公有財産購入費の中で用地買収費というのが2,000万計上されてますが、これは場所はどこで、活性化のためというふうな話でしたが、もう少し細かく目的をお伺いできればというふうに思います。

それともう一つ、今、前者の質問とダブるんですけど、一番下のデジタル利用誘客システム事業委託料、これは管理センターが核になってやるというふうなことなんですけど、このために新たに人員を入れるのか、あるいは今やられている人でこの運営ができるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 2点ございまして、まず1点目の用地につきましては、今後の交渉もございまずので、ここでは具体的な詳細なことは申し上げられないということで、御勘弁をいただきたいと思います。

2点目につきましては、新たな人材ということで、もう少し上のほうに寄地域活性化推進委託料150万円というのを削減しまして、こちらのほうの補助金のほうに、補助金の委託料の中を含めました中で450万円ということで補助金の対象になりましたので、現在いる社員にプラスしてその方を、新たな人を雇用する予定でございまず。

1 1 番 飯 田 最初の、ちょっと公表できないということだったんですけど、場所はともかくとして、どのようなものを考えているのかというふうなことをちょっとお伺いしたい、分かる範囲で結構なので、お伺いしたいと思います。

それとあと、デジタル利用誘客システムのほうは、新たに人を採用するということですか。はい。じゃあ、上のほうをひとつお願いします。

観 光 経 済 課 長 みやま運動広場も整備することでするので、例えば駐車場が足りない

かそういったこともございますので、寄の振興に資するというので、そういったことも考えております。（「補足で。」の声あり）

町 長 いや、話していいと思うよ。今回、みやま運動広場を整備するに当たって、やはりもう20年間お借りするというのでお話しをしたところですね、貸していただく方もいらっしゃるれば、もういいお年だから買って欲しくないかというお話もありました。だからその分は、どなたが買って欲しかったかはまだお話しはできませんけどという、多分括弧書きが結構あったと思うんですけど、そういう話です。と、プラス駐車場をこれから整備していくに当たって、土地の交渉もちょっとしなきゃいけないところもあるので、大体この辺かなというところはあるんですけども、それをちょっと今の現状の評価額で計算すると2,000万でいくかいかないかということで、ちょっと予算を今使わせてもらっているというのが1つです。

もう一つは、450万のこの内訳の中で300万ほどが、今、北村議員が質問してもらったようなシステム代です。あとの150万がそこに対する人件費なんですけど、その人件費は、6月の議会のときに1回認めてもらったんですけども、それはここで人件費として一般財を認めてもらったんですけども、これが今回デジ田で取れたので、このページの一番上にある150万が、6月に予算を認めてもらったやつを減額して、この補助金の対象でその150万なので、新規というのは、今もう既に来てると思っていらっしゃる人たちプラス新規じゃなくて、もうそのとき認めてもらった人の人件費の分だというふうに理解してもらえればと思います。以上です。

1 1 番 飯 田 そうしますとですね、新たに土地を購入するというんじゃなくて、今賃貸しているところを買い取るというふうな解釈でよろしいわけですね。特にじゃあ地面が増えるとか、そういうことはないということですね。分かりました。了解です。

議 長 ほかに。

9 番 井 上 ページはですね、15ページ、歳入の関係、そこのですね、15ページのデジタル田園都市国家構想の旧寄中の改修事業の関係です。詳細のほうはですね、全協等でお伺いしたんですけども、1点確認なんですけれどもね、7年度から4,224万8,000円の一般財源分を毎月返済をするという説明があったんですけども、これはですね、国庫補助事業で取られた場合ですね、そういった返済金というのは特定財源に

当たっちゃうんじゃないかと。ちょっと年度が違ってはいますが、これは6年度の補正予算で、6年度の事業に対する補助金ですけども、その分の一般財源分を次年度からですね、回収をしていくというふうなことになりますと、これは補助金ですけど、適正な利用方法になるかどうかというのを、財政主管課長のほうの所管だと思いますので、そこについてですね、確認をされたか等々お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 この事業につきましては、まず先ほど言ったとおりデジ田交付金を活用するときに、拠点整備活用事業を申請するときにですね、まず普通財産としての貸付というような形で確認をし、それに伴う起債等ができないというようなことを確認してございます。そのときに、例えばその部分を民間のほうから入れるというような形については、特段問題ないという話は聞いております。聞いておりますが、あとその地方創生、この交付金についてもですね、今回、積極的に民間事業者と連携をするというような事業展開を望んでますので、併せてですね、そこが特定財源として当たるかどうかというところまで聞いてませんが、その部分で返済をするというようなことは確認しておりますので、それに対して補助金の主管のところには問題ないという話は聞いております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかには。

それでは、質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略のお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、討論を打ち切り、採決を行います。議案第38号令和6年度松田町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4時10分より再開いたします。(15時58分)